

ID: 1567

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の11第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の11の規定による。</p> <p>(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)</p> <p>第45条の11 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日